第５編　都市環境維持・改善事業資金融資

第５条　国の貸付対象

国は、法第１条第６項の規定により、同項の資金の貸付けを行う地方公共団体に対して、当該貸付けに要する資金の貸付けを行う。

第５条の２　地方公共団体の貸付対象

１　地方公共団体は、令第２６条第１号に規定する都市再生推進法人又は令第２６条第２号に規定するまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人（以下「法人」という。）が、自立・持続的な地域のエリアマネジメントを目的とする活動として都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第１１９条第３号に規定する以下の事業（以下「都市環境維持・改善事業」という。）を行う場合に、当該法人（指定から１０年以上経過する都市再生推進法人を原則除く。）に対して当該都市環境維持・改善事業に要する費用の貸付けを行う。

一　都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）のうち、道路、公園、広場その他公共の用に供するものとして都市再生特別措置法第２条第２項に定められた施設（以下「公共施設」という。）の整備を伴うものとして都市再生特別措置法第２条第１項に定められた事業（以下「都市開発事業」という。）

二　公共施設又は駐車場、自転車駐車場その他の居住者、滞在者その他の者の利便の増進に寄与するものとして都市再生特別措置法施行規則（平成１４年５月３１日国土交通省令第６６号）第５８条で定める施設（以下「都市利便施設」という。）の整備に関する事業

２　前項に規定する都市環境維持・改善事業は、次に掲げる要件に該当するものとする。

一　都市再生特別措置法第４６条の規定に基づく都市再生整備計画（国土交通大臣に提出することにより都市再生整備計画の提出とみなされる都市再生特別措置法第８１条の規定に基づく立地適正化計画を含む。）に定められたもの

二　次のいずれかの地域・地区の区域内にあること

イ　都市再生特別措置法第２条第３項の規定に基づく都市再生緊急整備地域の区域

ロ　都市再生特別措置法第８１条第２項第３号の規定に基づく都市機能誘導区域内において、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数が片道３本以上）から半径１キロメートルの範囲内、又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数が片道３本以上）から半径５００メートルの範囲内の区域

ただし、都市再生特別措置法第８１条第２項第２号の規定に基づく居住誘導区域が設定されていること。

ハ　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成２０年法律第４０号）第５条第８項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画の区域

ニ　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成２０年法律第３９号）第４条に規定する観光圏整備計画に定める滞在促進地区の区域であって同法第８条第３項の規定に基づく認定を受けた観光圏整備実施計画にかかるもの

ホ　内閣総理大臣により選定された環境モデル都市（候補都市を含む。）

ヘ　都市・地域総合交通戦略要綱（平成２１年３月１６日付国都街第７７号）第３条第２項の規定に基づく認定を受けた都市・地域総合交通戦略の区域であり、かつ、地域公共交通の活性化及び

再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第５条第１項の規定に基づき作成された地域公共交通計画の区域（ただし、同法第９条第３項の規定に基づく認定を受けた軌道運送高度化実施計画又は同法第１４条第３項の規定に基づく認定を受けた道路運送高度化実施計画が定められた地域公共交通計画に限る。）

ト　都市再生プロジェクト第三次決定（平成１３年１２月都市再生本部決定）における、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地のうち特に大火の可能性の高い危険な市街地（以下「重点密集市街地」という。）の区域

チ　都市再開発法（昭和４４年法律第３８号）第２条の３第１項第１号に規定する計画的な再開発が必要な市街地又は同条第１項第２号及び第２項に規定する特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

リ　景観法（平成１６年法律第１１０号）第８条の規定に基づく景観計画の区域又は同法第６１条の規定に基づく景観地区

ヌ　コミュニティの再生、防犯、緑化等、地区環境の維持・改善にかかる取組みが必要な区域のうち、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１２条の５に規定する地区計画の区域として位置づけられた区域又は位置づけられることが確実な区域

第５条の３　国の貸付額

第５条の規定に基づき国が地方公共団体に対し各年度に貸し付ける額は、地方公共団体の貸付額の２分の１を超えないものとする。

第５条の４　地方公共団体の貸付額

第５条の２の規定に基づき地方公共団体が一の法人に対し貸し付ける総額は、同条の都市環境維持・改善事業に要する費用のうち、建築物及びその敷地、公共施設、都市利便施設等（以下「施設等」という。）の買い取り又は整備を行うこと（以下「取得・整備」という。）に要する費用の２分の１を超えないものとする。

第５条の５　貸付条件

１　国の貸付金（以下「地方公共団体資金貸付金」という。）及び地方公共団体の貸付金（以下「法人資金貸付金」という。）は無利子とする。

２　地方公共団体資金貸付金及び法人資金貸付金の償還期間は１０年（４年以内の据置期間を含む。）以内とする。国及び地方公共団体は、これらの償還期間の範囲内において、法人の業務の状況、資金の状況等を勘案して、法人ごとに適正な償還期間を定めるものとする。

３　地方公共団体資金貸付金及び法人資金貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、毎年度９月２０日又は３月２０日とする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第一回の償還期日に償還するものとする。

第５条の６　地方公共団体資金貸付金の貸付手続

１　地方公共団体資金貸付金の貸付けを受けようとする地方公共団体は、都市局長が別に定める期日までに地方公共団体資金貸付金貸付申請書（様式第５－１号）に次の各号に掲げる書類を添えたも

のを都市局長に提出するものとする。

一　地方公共団体資金貸付金貸付計画書（様式第５－２号）

二　次条第１項の規定に基づき法人が提出した法人資金貸付金貸付申請書、法人資金貸付金施設等取得・整備計画書、法人資金貸付金業務等調書、法人資金貸付金収支計画書及び法人資金貸付金施設等管理方針

２　支出負担行為担当官である都市局長は、地方公共団体資金貸付金の貸付けを決定した場合には、遅滞なく、地方公共団体に対して地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書（様式第５－３号）を送付するものとする。

３　地方公共団体は、前項の貸付決定に基づき、地方公共団体資金貸付金の交付を受けようとする場合は、地方公共団体資金貸付金支払請求書（様式第５－４号）を支出官である国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。

４　地方公共団体資金貸付金の交付は、前項の地方公共団体資金貸付金支払請求書の提出があった後、法人資金貸付金の貸付時期等を勘案して行うものとする。この場合において、地方公共団体は、地方公共団体資金貸付金の交付を受けるに当たり、都市局長に地方公共団体資金貸付金借用証書（様式第５－５号）を提出するものとする。

第５条の７　法人資金貸付金の貸付手続

１　地方公共団体は、法人資金貸付金の貸付けを受けようとする法人から、法人資金貸付金貸付申請書（様式第５－６号）に次に掲げる書類を添えて提出させるものとする。

一　法人資金貸付金施設等取得・整備計画書（様式第５－７号）

二　法人資金貸付金業務等調書（様式第５－８号）

三　法人資金貸付金収支計画書（様式第５－９号）

四　法人資金貸付金施設等管理方針（様式第５－１０号）

２　地方公共団体は、法人資金貸付金を貸し付けるに当たり、法人から法人資金貸付金借用証書（様式第５－１１号）を提出させるものとする。

第５条の８　地方公共団体資金貸付金貸付計画等の変更

１　地方公共団体は、第５条の６第１項に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。

２　前項の場合において、第５条の６第２項の地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書の内容に変更を要するときは、地方公共団体は、同条第１項に規定する手続きに準じて地方公共団体資金貸付金貸付決定変更申請書（様式第５－１２号）を都市局長に提出しなければならない。

３　第５条の６第２項の規定は、前項の規定による地方公共団体資金貸付金貸付決定変更申請書の提出があった場合に準用する。（様式第５－１３号）

第５条の９　法人資金貸付金事業計画等の変更

１　地方公共団体は、法人が第５条の７第１項に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、地方公共団体の承認を受けさせなければならない。

２　地方公共団体は前項の規定に基づき第５条の７第１項に規定する書類の内容の変更について承認しようとするときには、あらかじめ都市局長の承認を受けなければならない。

第５条の１０　繰上償還

１　地方公共団体は、次の各号の一に該当する場合には、第５条の５第２項及び第３項の規定に関わらず、地方公共団体資金貸付金を繰上償還するものとする。

一　法人資金貸付金の貸付けを受けた法人が、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還した場合

二　第５条の６第４項に規定する地方公共団体資金貸付金借用証書に定める貸付条件に基づき、都市局長が地方公共団体資金貸付金繰上償還請求書（様式第５－１４号）により地方公共団体資金貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合

三　前二号に掲げる場合のほか、地方公共団体が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合

２　地方公共団体は、前項第１号又は第３号により繰上償還しようとする場合には、あらかじめ地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書（様式第５－１５号）を都市局長に提出するものとする。

３　都市局長は、地方公共団体より前項の地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書が提出された場合には、地方公共団体資金貸付金を繰上償還すべきことを、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書（様式第５－１６号）により当該地方公共団体に通知するものとする。

４　第１項第１号に基づき地方公共団体が繰上償還する地方公共団体資金貸付金の額は、法人が繰上償還した法人資金貸付金の額に相当する地方公共団体資金貸付金の貸付額とする。

第５条の１１　貸付決定の取消等

都市局長は、地方公共団体が第５条の６第２項に規定する地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書に定める貸付条件に違反することとなった場合においては、同項の規定による貸付決定の全部又は一部を取り消し、又は同条第４項の規定による地方公共団体資金貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

第５条の１２　地方公共団体資金貸付金等の目的外使用の禁止

１　地方公共団体は、地方公共団体資金貸付金を法人資金貸付金の貸付け以外の用途に使用してはならない。

２　地方公共団体は、法人に法人資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用させないようにしなければならない。

第５条の１３　加算金の徴収等

１　法人が法人資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときは、地方公共団体は当該法人から加算金を徴収することができるものとし、かつその徴収した加算金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

２　前項により地方公共団体が法人から徴収することができる加算金の額は、償還期限を繰り上げられた貸付金の貸付けをした日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還期限を繰り上げられた貸付金の額に年１０．９５パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

３　第１項の規定により地方公共団体が国に納付すべき金額は、同項の規定により徴収した金額に、当該貸付金を貸し付けた日の属する会計年度における、地方公共団体資金貸付金の額の法人資金貸付金の額に対する割合を乗じて得た額とする。

４　地方公共団体は、前項の金額をその徴収した日の属する月の翌月の末日までに国に納付するもの

とする。

第５条の１４　貸付けの条件の基準

前条に定めるもののほか、地方公共団体資金貸付金又は法人資金貸付金に関する償還期限の繰上げ又は延長、延滞金の徴収その他必要な貸付けの条件の基準については、次のとおりとする。

一　地方公共団体は、法人が次のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができるものとすること。

イ　貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

ロ　貸付金の償還を怠ったとき。

ハ　イ及びロに掲げる場合のほか、貸付けの条件に違反したとき。

ニ　地方公共団体が、法人に対し、災害、経済事情の著しい変動その他特別の事情により償還が著しく困難であると認めて、貸付金の償還期限を延長したときは、国の債権の管理等に関する法律第２４条第１項の規定の適用については、同項第６号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第２６条第１項の規定は、適用されないものとすること。

三　地方公共団体は、法人が貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年１０．９５パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収することができるものとすること。

四　地方公共団体は、法人に対し、担保を提供させ、又は法人と連帯して債務を負担する保証人を立てさせなければならないものとすること。

五　法人は、国又は地方公共団体が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、法人の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、法人の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないものとすること。

第５条の１５　実績報告書の提出

１　地方公共団体資金貸付金の貸付けを受けた地方公共団体は、翌年度の４月３０日までに地方公共団体資金貸付金実績報告書（様式第５－１７号）に次に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。

一　地方公共団体資金貸付金精算調書（様式第５－１８号）

二　地方公共団体資金貸付金受入調書（様式第５－１９号）

２　地方公共団体は、法人資金貸付金の貸付けを受けた法人から翌年度の４月２０日までに法人資金貸付金施設等取得・整備実績報告書（様式第５－２０号）を提出させ、その写しを４月３０日までに都市局長に提出するものとする。

３　都市局長において地方公共団体資金貸付金の実績が貸付けの目的に適合しないと認めて必要な指示をしたときは、地方公共団体はその指示に従わなければならない。

４　地方公共団体において法人資金貸付金の実績が貸付けの目的に適合しないと認めた場合には、地方公共団体は法人に指示し、その指示に従わせなければならない。

第５条の１６　施設等の賃貸又は譲渡

１　地方公共団体は、法人資金貸付金の償還が完了するまでの間、法人が当該貸付金によって取得・整備した施設等の全部又は一部を賃貸又は譲渡しようとするときには、あらかじめ、地方公共団体の長に法人資金貸付金施設等管理処分計画承認申請書（様式第５－２１号）を提出させ、承認を受けさせなければならない。

２　地方公共団体は前項の規定に基づき施設等の全部又は一部の譲渡について承認しようとするときには、あらかじめ都市局長の承認を受けなければならない。

第５条の１７　賃貸又は譲渡の基準

法人が取得・整備を行った施設等を賃貸する場合における家賃又は譲渡する場合における譲渡価格は、近傍同種の施設等の賃貸価格又は取引価格を基準とし、法人が取得・整備した施設等に係る貸付金の必要償還額、法人の資金の状況、施設等賃貸事業の収支計画等を勘案し定めさせなければならない。

第５条の１８　業務状況報告書等の提出

地方公共団体の長は、法人に、法人資金貸付金の償還が完了するまでの間、毎年度６月２０日までに、前年度における法人の業務の状況について法人資金貸付金業務状況報告書（様式第５－２２号）に法人の直近の決算時の決算書を添えたものを提出させ、その写しを同年度６月３０日までに都市局長に提出しなければならない。

第５条の１９　届け出の義務

地方公共団体は、法人資金貸付金の貸付けを受けた法人から、当該貸付金の償還が完了するまでの間、法人の住所、名称、役員、資本金、定款その他重要な事項が変更され、又は、法人の保有する施設等の火災その他重大な事故が生じた場合には、速やかにその旨を届出させるとともに、速やかに都市局長にその内容を報告しなければならない。

第５条の２０　経理の明確化

地方公共団体資金貸付金及び法人資金貸付金は、他の経費と区分して経理し、台帳等を備え置いて経理状況を明確にしておかなければならない。

第５条の２１　帳簿書類の調査等

都市局長において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、地方公共団体資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は地方公共団体資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、地方公共団体はこれに応じ、又は従わなければならない。